

第2回

(平成31年2月12日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成31年2月12日（火）午前9時30分から午前10時3分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名

1 番委員 吉田 眞二・2 番委員 谷口 一也・3 番委員 尾方 学
4 番委員 元村 彰浩・5 番委員 今村 忠臣・
7 番委員 西嶋 健一・8 番委員 福本 王雅・
9 番委員 税所 隆則・10 番委員 石松 まゆ子

- 4 欠席委員

- 5 議事日程

- 1) 会期の決定
- 2) 議事録署名委員の指名
- 3) 会議書記の指名
- 4) 議第5号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第6号案 農地法第5条の規定による許可申請について
議第7号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
議第8号案 非農地証明願いに対する認定について

- 6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

- 7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、7番・8番委員を指名します。

議 長 諸事報告がありましたらお願いします。

- 8 番 1月のあっせんの件ですが、1月29日に農業公社に売り渡しました、1番、佐無田委員と事務局同席で行われました。10アールあたり30万円でした。2月2日に女性ネットワークで婚活事業を行いました。1組カップルができたそうです。

議 長 議事に入ります。議第5号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第5号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、4番委員から調査報告をお願いします。

- 4 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。賃借人の経営内容について報告します。家族5人（稼働力1.

5人)。経営面積は、60a、うち田 57a、WCS20a、水稻 10a、他はミシマサイコ、畑 4a、自己保全管理と自家用野菜を作付されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：200m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：10アール当たり 8000 円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、ハーベスター、ミスト機を所有。8番（取得農地の利用計画）：菓草。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号2番について、10番委員から調査報告します。

10番 （調査番号2）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。設定期間は5年です。賃借人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）。作物は、稲作と果樹です。経営面積は、243a、うち水稻 100a、梨 70a、WCS、イタリアン 73a 作付されています。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：年間7俵。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：コンバインなど稲作に必要な機械、スピードスプレヤーなど果樹に使用する機械はすべて所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号3番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号3）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族8人（稼働力1人）。経営面積は、128a、うち田 100a、畑 28a です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：2km以内。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：0 円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクターを所有、あとの作業は委託。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査番号4番について、1番委員から調査報告をお願いします。

1番 （調査番号4）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力2人）。経営面積は、63a、うち田 63a、水稻 63a です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：50m。3番（小作地）：問題なし。4

番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：全筆で68万円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラック、トラクターを所有、すべての農作業を委託。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号5番について、3番委員から調査報告をお願いします。

3 番 （調査番号5）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業者年金です。使用借人の経営内容について報告します。家族3人（稼働力1人）。経営面積は、97.21a、うち田79.73aは水稻、畑17.28aは野菜、その他根菜類です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（取得価格）：発生しない。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター、ミスト機、刈払機、軽トラを所有。8番（取得農地の利用計画）：水稻。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

2 番 調査番号3について、質問します。田は水稻ということでしたが、畑の利用計画はどうなっているのでしょうか。

7 番 勤めの関係で作付はありませんが、荒れてはおりません。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号3番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、3番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、4番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号5番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、5番について原案のとおり決定します。

議 長 議第6号案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第6号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設用地です。施設概要は、取水ポンプ施設及びロール置場です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第1種農地。2番（着工時期）：3月10日より予定されています。3番（資金調達）：借入金です。6番（公衆衛生）周囲の農地等に被害を及ぼさないよう十分な注意をするということ。また、雑排水は発生しません。7番（転用措置）：造成に係る土砂流失、粉じん等が出ないように十分注意を払うとのことでした。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域内。以上、報告終わります。

議 長 調査番号2番を2番委員から調査報告します。

2 番 （調査番号2）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由はレジャー施設サバイバルゲームフィールドです。詳細については、地図にあります。×印のあるところが農地です。1281-2が道路、セーフティエリア、シューティングレンジのところは山林です。建物が建ててあり一部農地にかかっており、農地にかかっていた部分の始末書も添付してありました。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第2種農地。2番（着工時期）：一部事務室は建設してあります。許可後整地に入るとのことです。3番（資金調達）：自己資金です。5番（周囲の承諾）：近くに牛の牧場もありけれどほとんどが山林です。牧場の方とは許可をいただいております。6番（公衆衛生）転圧をかけた状態で使われますのでほとんど変わりません。8番（日照通風の影響）：周囲には農地がなく問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。契約は2年更新です。貸人は、施設に入っておりますが、親族の方に確認しましたこと、了承済であることを確認しました。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

5 番 シューティングレンジがあるのですがライフルか何かで撃つのでしょうか。周辺にゴルフ場があると思うのですが。

2 番 ゴルフ場の近くではありません。モデルガン、おもちゃのやつです。荒れているのでこういった活用をされてありがたいことだと思います。

5 番 危険性はないのでしょうか。

2 番 危険性はありません。玉もバイオで自然になくなるような玉であります。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議 長 調査番号2番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、2番について原案のとおり決定します。

議 長 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第7号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は所有権移転1件、利用権設定が33件です。所有権移転につきましては、農業公社買入です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～33番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議 長 議第8号案非農地証明願いに対する認定について上程します。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第8号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

5件ありますが調査番号5番につきましては、2番委員からご指摘がありまして、調べましたところ平成29年3月13日で非農地通知を発行しております。受け付けする案件ではなかったと思います。よって、今回5番についての審議は必要ありません。

議 長 調査番号1番～4番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号1～4）申請人、申請物件については、記載のとおりです。写真を準備しておりますが、左側の建物がホームセンターダイキ、写真の上の方が新宮寺の方

になります。写真を見ていただきますとおりすべて非農地と認めます。

議 長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番から4番について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員：挙手)

全委員賛成ですので、1番から4番について原案のとおり決定します。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年2月12日

農業委員会会長

7 農 業 委 員

8 番 農 業 委 員